

令和7年度 社会福祉法人裾野市社会福祉協議会事業計画

基本方針

本年は、団塊の世代が75歳以上となる、いわゆる2025年問題の年で、現役世代が減少し、超高齢化社会を迎えることで発生する社会保障費の増大や、様々の分野での人手不足、社会的活力が減少するなど、今後、日本の経済・社会が衰退するかもしれない大きな転換期であると言われています。

更に、核家族化の進行に伴う家庭・家族の介護力の低下、地域住民同士の社会的つながりの希薄化、高齢を理由とした担い手不足などにより、住民の社会参加、交流活動やボランティア活動などが減少し、地域での支え合いの基盤が弱まっております。

そのような人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が更に深刻化しているケースが増えています。

こうした、地域で困っている課題に対し、本会は今後も新たに生じているニーズを見逃さぬよう、これまで以上に地域に出向いて住民と対話し、関係機関・団体と連携し、情報を共有しながら、様々な関係者と協働し、課題解決の糸口を見出してまいります。

国では、地域共生社会の推進の観点から、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を押し進めています、本会は地域福祉を推進する中核的機関として、行政と認識を共有しながら、パートナーシップのもと、人々の包括的な支援のため、医療・保健など幅広い分野とのコーディネート機能を果たしていくことが重要であると考えております。

その為、若手職員には、多様な専門性や背景を持つコミュニティソーシャルワーカーとしての育成の手法として、複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような工夫を行ってまいります。

また、介護保険事業、障害福祉事業の現場では、利用者やその世帯に寄り添うとともに社協の職員として、社会福祉の理念の実現に向けた意識の徹底と、福祉サービスの質の向上を図る取り組みを強化してまいります。

Ⅱ 重点施策

○包括的支援のためネットワーク形成を推進します。

1. 多機関の連携・協働による複合的な課題への対応を推進します。

相談支援機関、サービス事業所、福祉施設等の法人間、ボランティア、市民活動、企業、各種団体等様々なボランティアなセクター、医療・保健・教育・産業・司法・金融・農林水産業・まちおこしなど幅広い分野との連携・協働を推進します。

2. 地域生活課題の解決につながる社会資源の開発・実施を推進します。

行政とのパートナーシップ、企業との連携強化を図ると共に、地域ケア会議、障がい者自立支援協議会での地域生活課題の分析、解決手法の検討をします。

また、認知症見守り活動、認知症サポーター、定年後のボランティア活動等の啓発誘導を実施します。

○人材育成と経営基盤の充実と強化を図ります。

1. 複数の分野にわたる専門的知識を習得できるような研修を通じ、地域共生社会の実現を支えるための、多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーとしての職員育成を図ります。

2. 福祉サービスの現場では、社協職員信条の唱和および研修を通じ、社会福祉の理念の実現に向けた意識の徹底と ICT 化及び業務効率化などを推進し、福祉サービス提供体制の機能強化と一層の質の向上を図る取り組みを強化します。

3. 法人の経営基盤については、中期経営計画のもと、常に経営実態の把握及び分析により事業展開を進め、戦略に基づく目標管理の手法により経営の安定化を図ってまいります。

Ⅲ 事業計画

1 地域福祉活動事業

各種福祉団体と連携し、様々な制度、事業を利用して必要な支援を行い、総合的な地域福祉活動を展開します。

(1) 広報活動事業(「すその社協だより」情報誌「ぼらんていあ」発行、Facebook,HP)

(2) 社会福祉大会事業(7/19、功労者顕彰、福祉講演会)

(3) 福祉団体事業(民児協、身障者福祉会、精神障害者等当事者団体への助成)

(4) 生活福祉資金貸付事業(緊急小口、教育支援資金など)

(5) ボランティア推進事業(ボランティア養成、交流会、ボラ連支援、災害VC)

(6) 日常生活自立支援事業(判断能力不十分者の金銭管理、福祉サービス利用援助)

(7) 住民参加型在宅福祉サービス事業(会員制の支え会「お互いさまサービス」)

- (8)フードドライブ事業(生活困窮世帯への食品寄贈事業)
 - (9)子供の居場所応援隊事業(生活困窮世帯児童の夏休み学習等思い出作り事業)※1
 - (10)みんなの家事業(こども食堂 or 配食一月2回)※1
 - (11) シングルペアレント応援事業(食料品ほか生活用品支援、学用品購入支援、学生服リユース事業) ※1
 - (12)ふれあいメール事業(一人暮らし高齢者に暑中見舞いはがきを送付)
 - (13)米寿高齢者お祝い品贈呈事業(独居で米寿を迎える方にお祝い品を贈呈、民生委員の同行で困り事や悩み、心配事など生活課題の聞き取りを行う)※1
 - (14)見守りシール交付事業(認知症等による行方不明者の早期発見につなげるため、QRコードのついたシールを配布)
- ※1:共同募金配分金の対象事業です。

2 在宅福祉活動事業

高齢者や障害者が在宅で安心して暮らすことができるよう、生活支援を行います。

- (1)障害者福祉事業(おもちゃ図書館－障害児童、保護者の交流の場)※1
 - (2)車椅子の貸出事業(希望者へ最長3箇月まで貸出)
 - (3)福祉車両の貸出事業(車いす対応軽自動車2台、福祉バス1台)※1
 - (4)福祉有償運送事業(要介護、障害認定者の登録制、低廉にて移送)
- ※1:共同募金配分金の対象事業です。

3 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金を原資に、高齢者・障害者の活動事業の助成や福祉育成活動および生活困窮者への歳末義援金配分を行います。

- (1)老人福祉活動(施設利用者芸術祭、サロン活動備品整備、福祉車両維持管理)
- (2)障害児者福祉活動(車椅子保守整備)
- (3)児童・青少年福祉活動(母子父子家庭入学祝い、要援護世帯食糧支援)
- (4)福祉育成・援助活動(困窮世帯食糧支援)
- (5)ボランティア活動育成(ふれあい広場 11/16、ボランティア活動育成)
- (6)共同募金公募事業(ゲートボール場整備助成、児童遊園地整備助成、おもちゃ図書館屋外活動助成、青少年健全育成助成)
- (7)歳末たすけあい配分事業(低所得世帯、施設入所者へ配分)

4 市受託事業

裾野市が行う地域福祉、在宅福祉事業について、市の施策、計画に基づき業務を受託しています。

- (1)災害時要援護者避難支援計画作成事業(避難に他者の支援を必要とする方)
- (2)福祉総合相談「福祉なんでも相談」事業(悩み事・心配事、弁護士の専門相談)
- (3)手話通訳者派遣事業(手話講習会、要約筆記者派遣含む)
- (4)家族介護者交流事業(講演会、交流会、勉強会、見学会、介護だより発行など)
- (5)介護予防事業(地区サロンや老クでの健康維持活動、介護予防ボランティア講座、介護予防・日常生活支援総合事業での協議体支援)
- (6)せせらぎの湯代替事業(「ヘルシーパークすその」へ老クを送迎、施設利用支援)
- (7)北部地域包括支援センター事業(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、他)
- (8)サポートセンターしゃきょう事業(障害児者相談支援、福祉サービス利用計画)
- (9)障がい者自立支援協議会事務局事業(協議会運営)
- (10)基幹相談支援センター業務(包括的な障がい者地域生活支援対策の強化業務)
- (11)成年後見制度推進事業(市民後見人講座、終了者フォローアップ 2 市 2 町広域実施)
- (12)高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業(高齢者に対する個別的支援および通いの場等への積極的な関与等)

5 障害福祉サービス事業

介護の必要な障害者の生活介護や、障害者や障害児に創作、生産活動等や生活能力向上のための訓練や社会との交流を図る指導訓練を行います。

- (1)放課後等デイサービス『めだか』事業(障害児用放課後児童教室)
- (2)生活介護サービス『こじか』事業(18 歳以上、障害認定3以上の生活介護訓練)

6 介護保険事業

要介護者及び要支援者に訪問介護、居宅介護支援、通所介護サービスを提供します。

- (1)ホームヘルプサービスセンター(訪問介護事業)
- (2)居宅介護支援センター(ケアマネジメント、プラン作成)
- (3)デイサービスセンター(通所型介護施設:いずみ荘、すやまホーム)
(認知症対応型通所施設:金沢いきいきホーム)